

農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の募集について

1. はじめに

農業の振興と農地利用の最適化を目的とした実効性のある農業委員会活動を行うため、令和7年改選期から3か年を任期とする農業委員会委員（以下「農業委員」という。）および農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を募集します。

2. 両委員の業務内容

(1) 農業委員

農地の貸借・売買、農地転用許可等を総会で審議判断することが主な役割です。

(2) 推進委員

担当地区での農地利用の最適化のための実践的な活動が主な役割です。また、農業委員会総会などで意見を述べるすることができます。

3. 委員の定数及び任期

(1) 農業委員 12名（令和7年 7月20日～令和10年 7月19日 3か年）

(2) 推進委員 12名（令和7年 8月 1日～令和10年 7月31日 3か年）

4. 委員の報酬

(1) 農業委員 年額 297,000 円（会長 420,000 円、会長職務代理者 312,000 円）

(2) 推進委員 年額 237,600 円

※両委員ともに、定例委員会などに出席の場合は、上記とは別に費用弁償日額 500 円を支払います。

5. 委員候補者の要件

下記の要件を満たす方が、両委員の候補者となることができます。

(1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行なうことができると見込まれる方。

(2) 破産手続開始の決定を受けていない方。

(3) 禁錮以上の刑に処せられていない方。

6. 募集期間

令和7年3月14日（金）～4月10日（木）の開庁時間（8：30～17：15）

7. 委員候補者の推薦人

個人や団体の代表者など、いずれも推薦人となれます。

8. 推薦・応募の方法

「推薦・応募用紙」に記入の上、本宮市農業委員会へ持参または郵送により提出してください。

なお、推薦及び応募した農業委員候補者は、本宮市農業委員候補者選考委員会において審査などを行います。

9. 女性や青年などの応募について

農業委員会活動が地域農業の将来を見据えた取り組みとなるよう、農業委員および推進委員には認定農業者などの担い手をはじめ、性別や年齢にかかわらず、女性や青年などを含む多様な人材を募集します。